随意契約理由

令和4年(2022年)4月4日

契約担当課名	こども未来部 子育て給付課
発注担当課名	こども未来部 子育て給付課
契 約 名 称	大学生等支援特別給付金支給関連業務
契 約 内 容	大学生等支援特別給付金支給関連業務一式
契 約 締 結 日	令和4年4月4日
及び契約期間	令和4年4月4日から令和4年8月31日
契約の相手方	大阪市中央区博労町3丁目5番1号
(所在地•名称)	株式会社パソナ
契 約 金 額	11,000,000円(税込み)
随意契約理由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第6号に該当) 当業務は新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて市 の独自事業として実施する大学生等に対する臨時特別的な 業務であり、住民基本台帳を活用し対象者に迅速に給付す る必要がある業務である。 (株)パソナは、平成 29 年 10 月 1 日より現在まで児童手当 の窓口業務を長期継続契約として受託しており、現場の状 況に精通しシステムの操作等にも経験・知識を有している ものに委託することにより円滑・適切な履行が確保される とともに、履行期間の短縮及び経費の節減が見込まれる。 上記理由より豊中市随意契約ガイドラインに則り地方自治 法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を締結 するもの。